

中古文学会会則

(名称)

第1条 本会は中古文学会と称する。

(目的)

第2条 本会は中古文学の研究を推進するとともに、会員相互の連携と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 研究成果発表全国大会の開催
- ② 部会の設置
- ③ 講演会等の開催
- ④ 機関誌の発行
- ⑤ その他必要な事業

(会員)

第4条 本会は次に掲げるものをもって会員とする。

- ① 一般会員 本会の目的に賛同し、入会金の納入を含む入会手続きを取った者
- ② 学生会員 学籍にあって、前号に該当する者（入会金を免除する）

(会費等)

第5条 会員は会費を毎年納めなければならない。

2 入会金および会費は次に掲げる金額とする。

- ①入会金 1,000 円
- ②会 費 5,000 円

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- ①代表委員 1名 本会を代表し会務を統括する
- ②委 員 若干名 本会の運営に関する重要事項を審議する
- ③常任委員 若干名 本会の会務を執行する
- ④編集委員 若干名 機関誌の編集ならびに投稿論文の審査に当たる
- ⑤監 事 2名 会計監査に当たる

2 前項に掲げる①は、常任委員会で選出のうえ委員会の承認を得るものとし、②および⑤は会員による選挙のうえ総会において承認を得るものとし、③および④は委員の互選により決するものとする。

3 役員任期は2年とし、重任をさまたげない。

(役員会)

第7条 本会は会の円滑な運営のために、次の役員会を設置する。

- ① 委員会

② 常任委員会

③ 編集委員会

2 前項の各役員会は、①および②については代表委員が、③については編集委員長が必要に応じて招集する。

3 前々項に掲げる役員会のほか、必要に応じて臨時に、常任委員会の委嘱による特命委員会を置くことができる。

(総会)

第8条 本会は定例総会を年1回開催する。また、必要に応じて臨時の総会を開催することができる。

2 総会は次の事項を審議する。

① 事業計画および予算

② 事業報告および決算

③ 委員および監事の人事

④ 会則等主要規程の制定および改定

⑤ その他本会の存立および運営にとって重要な事項

3 総会は第3条第①号に掲げる全国大会において開催し、出席者の過半数をもって議事を決する。

(会計)

第9条 本会の運営に係る経費は、次に掲げるものをもって充てる。

① 会費

② 入会金

③ 機関誌の売り上げ

④ 事業収入

⑤ 寄付金

⑥ その他

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第11条 本会に会の運営全般に当たるため、事務局を置く。

2 事務局は、代表委員が指定する所に置く。

3 事務局の任期は2年を原則とする。

(改廃)

第12条 この会則を改定または廃止する場合は、常任委員会の提案により委員会の審議を経て、総会の承認を得るものとする。

附則

昭和 41 年 11 月より実施。

(中略／この間に 6 回、一部改訂)

平成 18 年 5 月 14 日一部改訂。

この会則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。